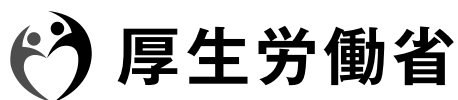


最低賃金は、
暮らしの
支えです。

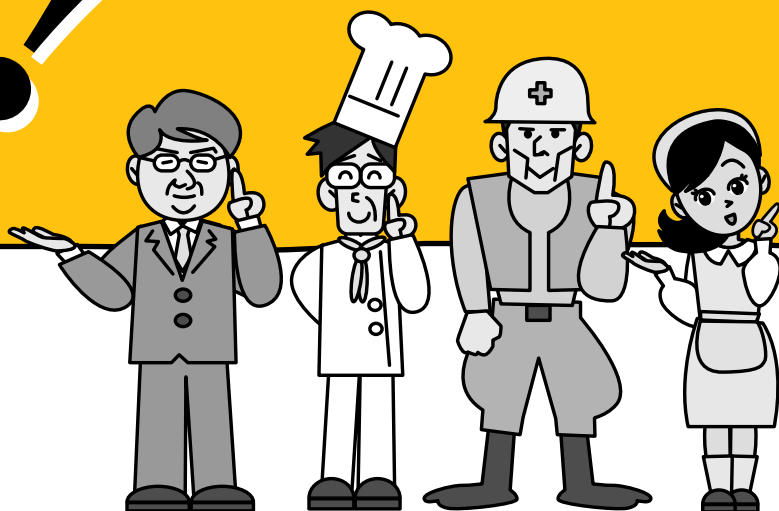
最低賃金 知っておきたい 7つのポイント！

必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も



厚生労働省

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき
国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の
賃金を支払わなければならないとする制度です。



Point

1

最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

したがって、最低賃金額未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

Point

2

最低賃金の種類にはどのようなものがありますか？

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

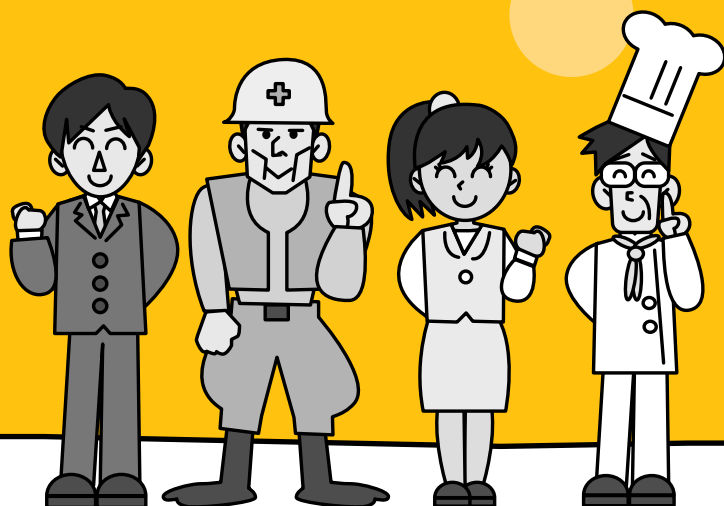
（1）地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

（2）特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労働者が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で250件（平成22年10月1日現在）の最低賃金が定められています。

最低賃金
7つのおポイント！



Point

3

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

- (1) 地域別最低賃金は、セーフティネットとして、都道府県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。
- (2) 特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲、これらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金及び効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で労働者に周知させるための措置を取らなければなりません。



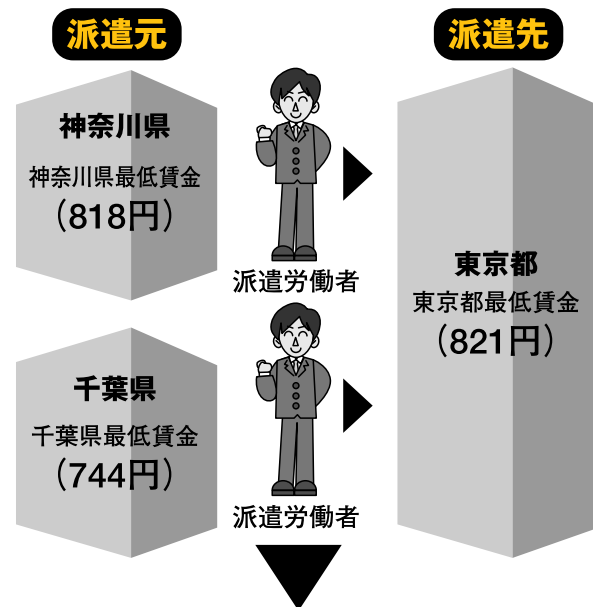
Point

4

派遣労働者への適用は？

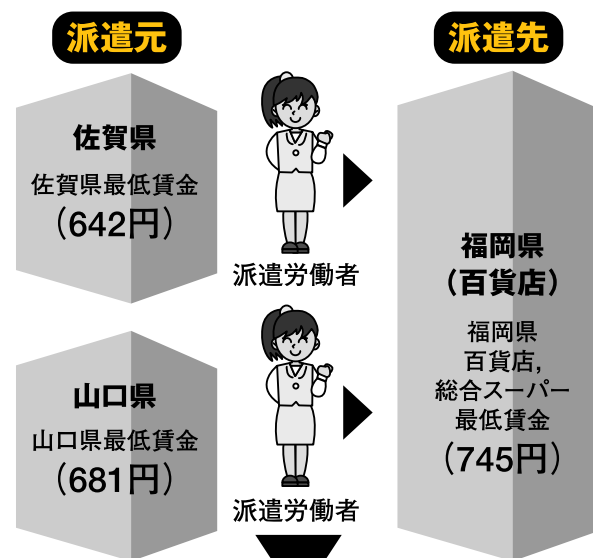
派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

■派遣先の事業場が他地域にある例



派遣先の東京都最低賃金 (821円) が適用されます

■派遣先の事業場に特定（産業別）最低賃金が適用されている例



派遣先の福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金 (745円) が適用されます

※金額は平成22年10月末日現在のものです。

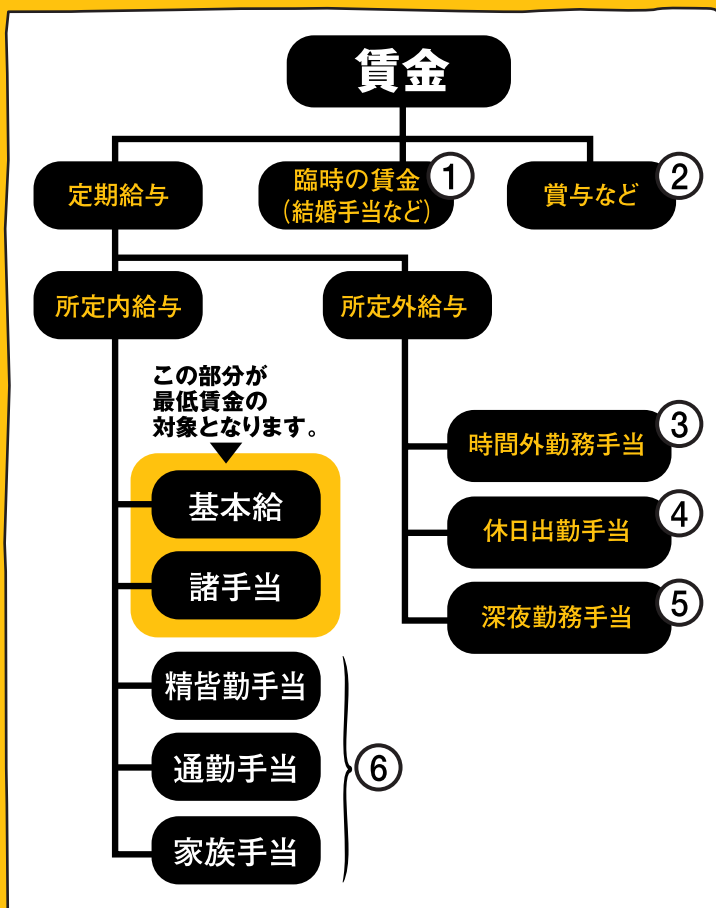
Point 5

最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



Point 6

最低賃金はどのようにして決められているのですか？

最低賃金は、以下の手続で決定します。

●地域別最低賃金

中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。

●特定（産業別）最低賃金

関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。

官報公示

効力の発生

公示の日から30日経過後
又は公示の日から30日経過後で指定する日

最低賃金は、中央及び地方最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

最低賃金額以上になっているかどうかは、 どうやってチェックするのですか？

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

なお、すべての地域別最低賃金と大部分の特定（産業別）最低賃金は、時間額で定められていますが、一部の特定（産

業別）最低賃金は、日額と時間額の両方で定められています。

この日額と時間額の両方が定められている特定（産業別）最低賃金については、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制の労働者に従前どおりそれぞれ適用されます。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

【月給制の場合の換算方法1：〇〇県で働くAさんの場合】

基本給	90,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	155,000円

労働時間／日	7時間30分
年間労働日数	250日
〇〇県最低賃金	695円

〇〇県で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月90,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。11月は、時間外手当が35,000円支給され、合計が155,000円となりました。なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は7時間30分で、〇〇県の最低賃金は時間額695円です。

①Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。

除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんので、

$$155,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 115,000円$$

②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$(115,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 7.5時間) = 736円 > 695円$$

となり、**最低賃金額以上**となっています。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、

それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法2：△△県で働くBさんの場合】

基本給（日給）	4,600円
11月の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
合計	122,000円

労働時間／日	8時間
年間労働日数	250日
△△県最低賃金	730円

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり4,600円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。11月は、20日間働き、合計が122,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、△△県の最低賃金は時間額730円です。

①Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金である通勤手当を除きます。

$$30,000円 - 5,000円 = 25,000円$$

②基本給（日給制）と手当（月給制）のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

$$\text{基本給の時間換算額} \quad 4,600円 \div 8時間 / 日 = 575円 / 時間$$

$$\text{手当の時間換算額} \quad (25,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 150円 / 時間$$

$$\text{合計の時間換算額} \quad 575円 + 150円 = 725円 < 730円$$

となり、**最低賃金額を下回る**ことになります。



地域別最低賃金一覧（47都道府県）

都道府県名	最低賃金額（円）	発効年月日
北海道	691	平成22年10月15日
青 森	645	平成22年10月29日
岩 手	644	平成22年10月30日
宮 城	674	平成22年10月24日
秋 田	645	平成22年11月3日
山 形	645	平成22年10月29日
福 島	657	平成22年10月24日
茨 城	690	平成22年10月16日
栃 木	697	平成22年10月7日
群 馬	688	平成22年10月9日
埼 玉	750	平成22年10月16日
千 葉	744	平成22年10月24日
東 京	821	平成22年10月24日
神奈川	818	平成22年10月21日
新 潟	681	平成22年10月21日
富 山	691	平成22年10月27日
石 川	686	平成22年10月30日
福 井	683	平成22年10月21日
山 梨	689	平成22年10月17日
長 野	693	平成22年10月29日
岐 阜	706	平成22年10月17日
静 岡	725	平成22年10月14日
愛 知	745	平成22年10月24日
三 重	714	平成22年10月22日

都道府県名	最低賃金額（円）	発効年月日
滋 賀	706	平成22年10月21日
京 都	749	平成22年10月17日
大 阪	779	平成22年10月15日
兵 庫	734	平成22年10月17日
奈 良	691	平成22年10月24日
和歌山	684	平成22年10月29日
鳥 取	642	平成22年10月31日
島 根	642	平成22年10月24日
岡 山	683	平成22年11月5日
広 島	704	平成22年10月30日
山 口	681	平成22年10月29日
徳 島	645	平成22年10月16日
香 川	664	平成22年10月16日
愛 媛	644	平成22年10月27日
高 知	642	平成22年10月27日
福 岡	692	平成22年10月22日
佐 賀	642	平成22年10月29日
長 崎	642	平成22年11月4日
熊 本	643	平成22年11月5日
大 分	643	平成22年10月24日
宮 崎	642	平成22年11月4日
鹿児島	642	平成22年10月28日
沖 縄	642	平成22年11月5日
全国加重平均額	730	

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検 索

厚生労働省
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

(H22.10)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。